

第 10 章

社会的養育推進計画

社会的養育推進計画とは改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示された考え方に沿い、こどもの最善の利益の実現に向けた社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示すものです。

社会的養育推進計画

児童相談所設置市となる本市では、こどもの権利擁護に関する環境をはじめ、体制整備に向けた考え方や目標、取組み内容を具体的に示し、こどもが安心して成長することができる養育支援体制の構築をめざします。

めざす姿

社会的養護を要するこどもも、人権が第一に尊重され、地域全体で守られ、安心して暮らし続けることができる

1 豊中市における社会的養育体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 社会的養育推進計画策定の背景・計画の趣旨

都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市においては、改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示された考え方に沿い、こどもの最善の利益の実現に向けた社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を「社会的養育推進計画」として策定することとされており、大阪府では「第三次大阪府社会的養育体制整備計画（令和2年（2020年）3月策定、計画期間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）まで）」を策定し、これに基づき取組みが進められてきました。

本市は、令和7年度（2025年度）に児童相談所を開設することから、所管する市内の社会的養育の体制整備（家庭への養育支援から代替養育まで）を本市が推進していくことになります。これらの取組みを着実に推進していくためには、こどもの権利擁護に関する環境をはじめ、体制整備に向けた考え方や目標、取組み内容を具体的に示す必要があります。

以上のことから、豊中市のこどもが豊中市で安心して成長することができる養育支援体制の構築をめざし、社会的養育推進計画を策定します。

(2) 社会的養育推進計画策定のポイント

社会的養育推進計画の策定にあたっては、次のような養育支援体制の構築をめざすものとしていきます。

① こどもが安心して暮らし続けられる支援体制

【家庭養育優先原則とパーマネンシー保障*理念の徹底】

親子分離に至らないよう虐待等予防のための子育て世帯への支援を強化するとともに、親子分離せざるを得ない場合にも養子縁組の促進や里親による支援を優先することで、家庭的な養育支援に努めながら親子再統合に向けた取組みを促進していきます。

② こどもの人権が第一に尊重される支援体制

【こどもの最善の利益の実現】

こどもがあらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にするとともに、支援にあたってはこどもの最善の利益の実現を第一にめざしながらこどもの意見聴取を行い、こどもが自らの意思表示が困難な場合は的確に代弁できるよう権利擁護機能を整備していきます。

③ こどもが地域全体で守られる支援体制

【切れ目のない市域全体での支援】

妊娠期からこどもの成人自立に至るまで、児童相談所及びはぐくみセンターによる切れ目のない支援を進めるとともに、こどもや子育て世帯に関わる本市の関係部局はもちろん各種民間機関やこども食堂等、市内各地域でこどもたちを支援している各種団体等とともに、こどもたちの暮らしを守っていきます。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組み (意見聴取・意見表明等支援等)

(1) 基本的考え方

令和4年度(2022年度)児童福祉法の改正により、一時保護及び里親委託、施設入所、在宅指導の措置の決定時等におけるこどもの意見聴取等措置が義務化され、児童相談所設置市等は意見表明支援事業の実施等、こどもの権利擁護に係る環境整備を行うものとなっています。

(2) 現状と方針

これまで大阪府では、施設・里親等で暮らすこどもたちのために「子どもの権利ノート」を作成・配布するとともに、虐待行為や児童間のトラブルに対し再発防止に向けた取組みを検討する専門部会を設置するなど、問題事例の解決に取り組んできました。

本市においても、これらの取組みを継承するとともに、今般国において示された「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」等をふまえ、豊中市版「こどもの権利ノート」の作成や、一時保護施設や児童養護施設、里親家庭等における第三者によるこどもの意見表明支援の仕組みづくりなど、こども自身が自らの権利を知ることができるよう支援します。また、児童相談所職員をはじめ、こどもに関わる大人がこどもの権利について学ぶことが重要であり、職員研修などこどもの権利擁護にかかる取組みを推進していきます。

(3) 今後の取組み

- ① 「子ども健やか育み条例」のリーフレットを毎年小学4年生に配布し、こどもの権利を周知するとともに、相談窓口やこども食堂、学習支援の場等、こどもたちが利用できる情報を提供します。
- ② 一時保護や施設入所等またはその解除や退所等、支援の区切りにおいては、こどもの特性に応じて工夫して説明するなど、こどもが理解しやすいよう配慮するとともに、丁寧にこどもの意見聴取を行います。
- ③ 国の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」をふまえ、意見表明支援事業の実施など児童相談所の支援に対するこどもの意見表明支援のための仕組みをつくりまします。
- ④ 児童福祉審議会にこどもの権利擁護推進のための専門部会を設置し、こどもに対する権利侵害事案が生じた場合に検証等を行う仕組みをつくりまします。
- ⑤ 豊中市版「こどもの権利ノート」を作成する等、一時保護及び施設入所や里親委託中のこどもたちが相談しやすい仕組みをつくりまします。
- ⑥ こどもの権利や権利擁護の方法に関し、こどもたち自身が学ぶことのできる学習機会を提供します。
- ⑦ こどもの権利について、研修等の実施により、児童相談所や一時保護施設の職員、入所施設職員、里親等及び市民への啓発を行います。
- ⑧ 社会的養育施策の検討及び見直しの際に、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）に参画を求めるとともに、施設入所や里親委託中のこどもたちへのヒアリングやアンケート等こどもの意見を反映します。

3 本市におけるこども家庭支援体制の構築

(1) 基本的考え方

令和4年度(2022年度)改正児童福祉法では、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを包括的に支援することも家庭センターの設置が市区町村の努力義務とされ、これまで実施されてきた子育て支援事業に加え、新たに創設された子育て世帯訪問支援事業等の必要な支援を提供することによって、虐待等に至る前の予防的支援や対応を効果的に実施していくことが求められています。

(2) 現状と方針

本市は、全国に先駆け令和5年度(2023年度)に「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を一体化した「はぐくみセンター」(法律上のこども家庭センター)を設置し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの包括的な相談支援を行っています。

このはぐくみセンターが主体となり、こどもが所属する学校やこども園など就学前施設、地域の各種団体、事業者等と連携しながら、子育て短期支援事業(ショートステイ:市内1か所、市外5か所の児童養護施設及び乳児院に委託)等こどもに関わる様々な分野で支援施策を展開してきました。

令和7年度(2025年度)に、市が児童相談所を開設するにあたり、虐待の予防的支援から親子関係再構築、その後の支援まで切れめない支援ができるはぐくみセンターと児童相談所の包括的支援体制を構築します。また、学校やこども園などの就学前施設、警察、医療機関、福祉事務所等、こどもに関わる各関係機関とも連携し、市域全体でのこどもを支援する体制を構築します。

(3) 今後の取組み

【はぐくみセンターと児童相談所との一体的対応】

- ① 児童相談所開設に伴い、はぐくみセンターとの切れめのない包括的支援体制を構築します。
- ② はぐくみセンターや児童相談所職員の安定的な人材確保を図るとともに、各職種向けの研修を実施するなど人材育成の仕組みを構築します。
- ③ 要保護児童対策地域協議会を積極的に活用することにより、就学前施設や学校、警察、医療機関、福祉事務所等をはじめ、こどもと子育て支援に係る市内関係機関との連携を強化します。
- ④ こどもに対しより適切な支援を行うために、学校、教育委員会との連携強化の仕組みを検討します。
- ⑤ 豊中市社会福祉協議会や民生委員・児童委員*等のもとより、こども食堂や学習

支援の場等地域の中で支えあい、こどもの居場所を確保するために活動されている地域の多様な主体間のつながりを促進します。

- ⑥ ヤングケアラーを早期に支援につなぐためにも、生活保護や介護、医療、教育等関係機関との連携を十分に行います。

【家庭支援事業の整備】

- ⑦ こども総合相談窓口やとよなかつ子ダイヤル、とよなかつ子ラインなど、夜間・休日を含め、こどもがさらに相談しやすい仕組みを検討します。
- ⑧ 乳児院や養育里親の確保等によりショートステイ枠を拡充し、必要とする家庭をより支援につなげます。
- ⑨ DV被害や生活困窮等の課題を抱えた母子を支援するため、母子生活支援施設との連携を図ります。

【児童家庭支援センターの設置促進】

- ⑩ 子育てに関する悩みについて、必要な助言や援助を包括的に行い、はぐくみセンターや児童相談所と連携・協働し在宅支援に取り組む児童家庭支援センターの設置を検討します。

4 支援を必要とする妊産婦等への取組み

(1) 基本的考え方

令和4年度(2022年度)改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に対し、一時的な住まいや食事の提供等を行う妊産婦等生活援助事業が法律上位置づけられるなど、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や産後における母子等に対する支援のための体制の構築が求められています。

(2) 現状と方針

本市では、令和5年度(2023年度)よりこども家庭センターであるはぐくみセンターを設置し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの包括的な支援を行っており、児童福祉と母子保健部門が連携したサポートプランの作成や関係機関との情報共有・調整などに取り組むとともに、地域における子育て支援の資源の把握・開拓などを進めてきました。

今後は、開設した児童相談所や乳児院とも連携することで、さらに乳幼児の安全確保のために迅速に対応できる体制を整えるとともに、女性相談機関や母子生活支援施設等と連携を図り、不安や課題を抱える特定妊婦等及び乳児家庭に対する支援の拡充をめざします。

(3) 今後の取組み

- ① 支援を要する特定妊婦等への生活支援を行うため、妊産婦等生活援助事業などの制度につなぎます。
- ② 関係機関及び市民に対し里親制度等を周知します。
- ③ 児童相談所職員等に特定妊婦等への支援について研修を行うとともに、母子保健部門と児童相談所が連携し、特定妊婦等に関する情報の適切な共有を図ります。
- ④ 妊娠届出時の医療職による全数面接や乳児家庭への全戸訪問事業を継続し、課題を抱える家庭を早期に発見しニーズに応じた支援につなぎます。
- ⑤ 乳児院や母子生活支援施設による妊産婦に対する養育相談・生活支援を継続するとともに、保護を要する乳児の受入枠を確保します。

5 本市における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

本市の代替養育を必要とするこどもの数について、「こどもの人口×代替養育が必要となるこどもの割合」により推計します。

各年度当初に乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設または里親家庭やファミリーホームに措置・委託されている本市のこどもの数は以下表1のとおりです。

表1 施設・里親等 在籍児童数

単位：人

	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	児童自立支援施設	児童心理治療施設	自立応援ホーム	障害児施設(契約含)	計
令和6年	3	59	15	2	3	5	5	13	105
令和5年	4	61	16	2	4	6	3	15	111
令和4年	6	47	20	4	4	5	0	17	103
令和3年	3	53	16	4	4	9	1	17	107
令和2年	1	54	4	4	5	9	1	20	97

資料：箕面子ども家庭支援センター統計より

本市の人口及びこども人口の推移は次のとおりです。

表2 豊中市の人口

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
3歳未満	A	10,532	10,285	9,935	9,506	9,079	
3歳～就学	B	11,216	11,073	10,889	10,660	10,331	
学童期以降	C	45,046	45,269	45,422	45,632	45,708	
内訳	小学生年齢	23,092	23,115	23,135	23,021	22,818	
	中学生年齢	10,969	11,179	11,333	11,591	11,676	
	高校生年齢	10,985	10,975	10,954	11,020	11,214	
こども人口 (A+B+C)	D	66,794	66,627	66,246	65,798	65,118	66,117
全体人口	E	408,518	408,736	407,867	406,931	405,989	407,608
こども人口割合 (D/E)	F	16.4%	16.3%	16.2%	16.2%	16.0%	16.2%
代替養育こども数	G	98	107	103	111	105	105
代替養育割合 (G/D)	H	0.147%	0.161%	0.155%	0.169%	0.161%	0.159%

資料：住民基本台帳（各年度4月1日データ）

上の表2より、本市のこども人口（D）は減少傾向にあり、今後の推計においても減少が見込まれています。しかし代替養育こども数（G）はこの間ほぼ横ばいの状態にあることから、計画期間における本市の代替養育を要するこども数については、過去5年間の平均値をとって 105人 と見込むこととします。

今後は、虐待予防支援の充実等によって代替養育を必要とするこどもたちを減少させていくことが重要です。

6 本市における一時保護のあり方

(1) 基本的考え方

一時保護は、こどもの安全を確保するとともに、こどもの心身や家庭の状況等を把握するために行われます。一時的であっても家庭から離れることはこどもにとって大きな不安を伴うものでもあることから、一時保護を行う際はこどもにその理由や目的などを丁寧に説明したうえで、こどもの意向をしっかりと聴き取ることが必要です。また、一時保護中でもできるだけ良好な家庭的養育環境を提供するとともに、一人ひとりのこどもたちの状況にあわせた対応が必要です。さらに、こどもの権利擁護の観点から、こどもたちが自ら意見を表明できるような環境の整備が求められます。

(2) 現状と方針

本市では、児童相談所の開設とあわせ一時保護施設も設置しますが、保護している間に年齢やおかれた状況が様々なこどもたちが、それぞれの権利やプライバシーが守られながら家庭的な環境の中で過ごすことができるよう、幼児、学齢男子、学齢女子等の小規模ユニット制とし学齢児以上の居室は個室とします。

また、継続的に通学ができるよう支援するとともに、通学ができない場合にも一時保護施設内で適切な学習支援を受けられるようにするなど、教育を受ける権利を保障しながら、こどもにとってできる限り安心・安全な環境のもとで適切なケアを行います。

(3) 今後の取組み

- ① 幼児や、非行傾向のあるこども、LGBT等、それぞれのこどもの状況に応じた一時保護が行えるよう施設の環境を整備するとともに、個別対応を基本とした支援を進めます。
- ② 誘致した乳児院に一時保護専用床を設けるとともに、一時保護が可能な里親や児童福祉施設等の拡充など、こどもの様々な態様に応じた一時保護委託先を確保します。
- ③ 一時保護説明のためのしおり等を作成し、こどもに対して一時保護の必要性や一時保護中の生活について丁寧に説明を行います。
- ④ 必要時に迅速に一時保護を行うとともに、一時保護期間が必要最小限となるよう適正化を図ります。
- ⑤ 保護者の同意が得られず司法審査を受ける際はもとより、適宜こどもへの丁寧な説明を行い適正な支援を行います。
- ⑥ 一時保護施設において、こどもたちが安心できる生活環境を継続的に提供するため、必要なマニュアル類の整備や職員研修を実施するとともに、一時保護施設に対する評価の仕組みを検討します。
- ⑦ 一時保護施設での適切な学習環境を整備するとともに、教育委員会や学校との連携により、可能な限りこどもたちが継続して通学できる機会を確保します。

7 本市におけるパーマネンシー保障*（養子縁組等の支援など） に向けての取組み

（１）基本的考え方

国においては、永続的な家庭関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障*を社会的養育の重要な目的としており、その達成に向けては、家族との暮らしを維持する支援とともに、親子分離後の家庭復帰や親族等による養育、特別養子縁組等に向けた支援を計画的に進めていくことが求められています。

（２）現状と方針

大阪府において、これまで養子縁組里親支援機関事業などパーマネンシー保障に向けた取組みが実施されてきましたが、本市においてもその取組みを継承しつつ、児童相談所が主体となり、はぐくみセンターで行われてきた各子育て支援事業等の取組みや各種民間団体、NPO法人*等と連携しながら、虐待に至る前の予防的支援や親子関係再構築に向けた支援の充実を図っていきます。

（３）今後の取組み

- ① こどもの意見を聴きながらできるだけ早く家庭復帰できるよう、児童相談所に担当職員を配置するなど親子関係再構築支援に向けた体制を整備するとともに、パーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを行うことで、親子分離の未然防止に努めます
- ② 親への相談支援や特別養子縁組等に関する研修等を児童相談所職員に実施します。
- ③ 各種子育て支援事業等の拡充とあわせ、保護者支援プログラム等の実施を図るなど、他機関とも連携することにより、親子関係の再構築など家庭環境の改善に向けた支援を行います。
- ④ 乳児院等と連携した親子関係再構築に向けた支援のほか、家庭復帰が困難な場合の養子縁組、里親委託につながるマッチング等の仕組みを検討します。
- ⑤ 特別養子縁組の広報やあっせん協力などについて、民間機関とも連携し推進を図りながら、親が行方不明または長期間親との交流がない乳幼児に対し、積極的に特別養子縁組を検討し必要に応じて申立てを行います。
- ⑥ 養子縁組成立後も、フォスティング*機関等と連携し必要に応じ支援を継続します。

8 里親等の確保と支援体制の構築

(1) 基本的考え方

代替的養育を要するこどもは、一時保護時や障害のあるこどもも含め、原則として「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を検討する必要があります。

本市が本計画期間中にめざす里親委託率については、国が目標としている「乳幼児 75%以上」、「学童期 50%以上」とします。

5の(表1)で示した令和6年(2024年)4月1日時点で乳児院や児童養護施設に入所または里親家庭やファミリーホームに委託されているこどもの数を基準とすると、目標の達成には里親家庭への委託児童数を15人から令和11年度(2029年度)末には42人まで伸ばす必要があります。

また、大阪府の里親家庭稼働率(受託里親数/登録里親数)や平均委託児童数(委託児童数/受託里親数)の実績から、42人を養育里親家庭に委託するためには養育里親家庭が78件必要と考えられます。

(2) 現状と方針

令和5年(2023年)4月1日時点で登録されている本市在住の養育里親家庭は17件で、うち受託里親家庭は4件です。里親家庭は、施設入所中のこどもにとっても家庭的環境に触れられる場として必要であり、本市としては、まずは里親家庭の登録を増やすとともに、一時保護委託や週末里親等を含め、できるだけ多くの里親家庭に対しこどもの預かりを進めていきます。また、こどもが住み慣れた地域で引き続き成長できるよう、小学校区に一つの家庭養護(里親+ファミリーホーム)の委託先確保をめざしていきます。ただし、あくまでもこどもにとって最善の利益の観点から、それぞれのこどもに十分なアセスメント*を行ったうえで里親等委託を行うことが重要です。こどもが自らの意思で成長の場を選ぶことができるよう里親家庭を確保する必要がある一方で、大切なことはこどもにとって適切な養育環境の提供であり、単に目標を達成するために取り組むことのないよう留意が必要です。

大阪府では、これまで里親制度の啓発及び里親のリクルート、里親希望者への面接、里親登録前研修、認定登録、マッチング、里親委託中・解除後の支援、未委託里親の支援、週末里親事業等、フォスティング機関と連携し、支援に取り組んできました。

本市は、こういった取組みを基本的に継承しながら、管轄区域が本市に限られる利点を生かし、未委託里親家庭も含めた里親家庭やファミリーホームへの適切な訪問や里親会での交流の機会等を通じて連携を強め、里親委託の推進を図っていきます。

(3) 今後の取組み

- ① 必要な里親の確保に向けて、基本的には現在大阪府が実施しているフォスティング機関の活用による里親制度の広報、マッチング、実習の場の確保等里親委託推進の取組みを継承しつつ、小学校区に一つの家庭養護(里親家庭等)の設置をめざし

ます。

- ② 多様な養育環境の確保に向けて里親家庭の拡充を進めるとともに、国の制度も活用しながらファミリーホームの設置についても促進を図ります。
- ③ 週末里親やショートステイなどの短期受入里親等、多様なあり方で里親家庭の積極的な活用を図ります。
- ④ 児童相談所に里親担当者を配置するとともに、フォスタリング機関等との連携により里親希望者の実習の場の提供、委託後の里親支援、里親に対するレスパイトケア*、里親同士の交流の仕組みづくり等里親支援体制の充実を図ります。また、里親制度を市民に周知します。
- ⑤ 里親支援においても、基本的には現在大阪府が実施しているフォスタリング機関による里親に対する研修の実施、里親委託後の訪問支援等の里親委託推進事業を継承するとともに、その充実を図るため里親支援センターの活用についても検討します。

9 市内で必要となる施設等社会資源整備のあり方

(1) 基本的考え方

家庭養育の優先を進めていく中においても、在宅では支援が困難な専門的ケアを要するこどものため、乳児院や児童養護施設等、専門的な養育が可能な社会資源の整備も必要です。

本市において施設における専門的養育を必要とするこどもの見込数については、8の本市が本計画期間中にめざす里親委託率の実現した際は、63名と推計されます。このうち、府域における利用を想定する自立支援施設等をのぞき、乳児院及び児童養護施設における必要な受け皿を検討するにあたっては、まず5の(表1)で示した令和6年(2024年)4月1日時点の在籍児童数を基準としつつ、年度当初は年間を通じて在籍児童数が少なくなる傾向にあることから、最も多くのこどもが在籍する時には、各施設在籍児童数はそれぞれの定員数と同程度に達するものとして算定した場合、最も多い時点で乳児院約8名、児童養護施設約70名と推計されます。

今後、里親委託率の向上を図る8の取組みを進めていくことにより、乳児院及び児童養護施設に入所する必要のあるこども数は減少することから、それに伴って受け皿の必要数も見直していくこととなりますが、虐待等緊急時の保護の受け皿として不可欠であり、里親家庭に移るまでの間の専門的ケアや里親家庭等のレスパイト支援*等のほか、ショートステイや親子関係再構築のための支援等の子育て家庭への拠点としても重要な社会資源です。さらに、今般の児童福祉法の改正により児童養護施設等で18歳を超えたこどもの措置延長が増え入所期間が延び、新規入所がより困難になることもふまえた対策が必要です。

(2) 現状と方針

本市には児童養護施設が1か所(翼:定員24名)開設されており、令和7年度(2025年度)には乳児院が1か所(定員10名)開設します。これら施設が満床の場合や、児童自立支援施設や児童心理治療施設等、より高い専門的ケアが可能な施設が必要な場合、大阪府や大阪市、堺市等の近隣の児童相談所設置自治体が所管する施設を活用することになります。現在、本市の代替養育を要するこどもたちの多くが本市以外の施設に入所あるいは里親家庭に委託されていることから、大阪府や大阪市、堺市等の近隣の児童相談所設置自治体との調整により、個々のこどもたちが住み慣れた地域の施設や里親家庭等で成長できるよう取り組む必要があります。

また、本市が所管する施設には、こどもへの個別対応による限り良好な家庭的環境の提供や、こどもたちに対しより専門的ケアの提供ができるよう、施設と児童相談所が連携を深めたうえで、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化等をともに検討していきます。

さらに、里親の確保と支援のより効果的な推進や社会的養護経験者支援の充実をめざし、里親支援センターや自立援助ホーム等の社会資源の誘致についても検討を進めます。

(3) 今後の取組み

- ① 専門的なケアが必要なこどもたちに入所措置・一時保護を行い、可能な限り住み慣れた地域において生活できるよう、新たな児童養護施設等の設置とともに、施設運営の状況に応じ、地域分散化や多機能化について検討を進めます。
- ② 乳児の緊急保護に対応できるよう、乳児院に一時保護専用床を整備します。
- ③ 子育て相談やショートステイを充実し、家庭支援を推進します。
- ④ 里親支援体制の構築に向け、フォスターリング機関や里親支援センターによる里親家庭への訪問支援の拡充を図ります。
- ⑤ 児童養護施設等における施設退所に向けた親子支援や施設退所後の児童に対するアフターケアの充実を支援します。
- ⑥ 市内児童養護施設等における支援の専門性向上に資する取組みを検討します。
- ⑦ 児童相談所と弁護士や精神科医師等の専門職が連携し、児童養護施設や里親家庭等への助言や研修など支援を図ります。
- ⑧ 市と児童養護施設や里親制度に関わる人による、人材育成や確保のための合同研修会等の実施を検討します。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

(1) 基本的考え方

児童養護施設等への措置を解除された者等は、措置が解除された後も家庭による支援が見込みづらいことや自立にあたって困難を抱える場合が多いです。令和4年度(2022年度)改正児童福祉法では、社会的養護経験者等の実情の把握と自立のために必要な支援について、児童相談所設置自治体が行うよう位置づけられました。

本市の社会的養護経験者数の見込みについては、国において実施された「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査報告書(令和3年(2021年)3月)」を参考としました。この調査では、過去5年間で中学卒業以降措置解除となったこどもを対象としており、大阪府全体(大阪市・堺市を含む)の調査対象者数が2,066人であることから、これをもとに大阪府、大阪市、堺市及び本市の措置入所及び里親委託のこどもの数の割合等から約60人と推計しています。

(2) 現状と方針

大阪府ではこれまで、退所を控えたこどもへのソーシャルスキルトレーニング*等や自立後の住居や生活費など安定した生活基盤を確保するための貸付事業、身元保証人確保対策事業の実施など施設入所中のリービングケア*から自立した後のアフターケアまでの一貫した支援が行われています。

本市は、これらの取組みを継承しつつ、児童相談所に社会的養護経験者支援の担当者を配置するとともに若者支援や生活困窮者支援の関係機関、さらには民間団体、NPO法人*などの地域資源とも連携することで、社会的養護経験者の実情を継続的に把握しながら、生活や就労等自立に向けた効果的な支援を行います。

(3) 今後の取組み

- ① 若者支援機関等と連携し、一時保護や社会的養護経験者への就労や就学、住居等の支援を行うとともに、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業などの実施を検討します。
- ② 児童相談所に社会的養護経験者支援の担当者を配置するなど、児童養護施設や里親家庭等と連携しながら、施設退所や施設退所後を見据えた支援を行います。
- ③ 施設や里親家庭等との連携により、施設退所及び里親委託解除後もこどもたちとのつながりを保ちながら施設退所後のケアの充実を図ります。
- ④ 社会的養護経験者や被虐待経験者等の支援のため、自立援助ホームの必要性について検討を行います。

11 本市における児童相談所のあり方

(1) 基本的考え方

児童虐待相談対応件数の全国的な増加傾向に加え、複雑・困難なケースも増えています。また、よりこどもに身近な場所で支援を行う必要性などから、中核市・特別区における児童相談所の設置が進められるとともに、人材育成を含め児童相談所の体制強化が求められています。こどもたちが安心・安全に暮らし続けられる権利を擁護するためにも、適正な児童福祉司や児童心理司の確保に加え、弁護士の配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員への研修の充実等、専門性の向上に向けた取組みが求められます。

本市の児童相談所のあり方については、豊中市児童相談所設置基本計画（令和4年（2022年）6月策定）の考え方を継承しながら運営体制を整備し、取組みを進めていきます。

(2) 現状と方針

本市は、令和7年度（2025年度）に大阪府内の中核市としては初めて児童相談所を開設します。このことにより、児童虐待等における市の強みである予防、支援、防止を担うはぐくみセンターと、児童相談所が担う介入、保護、家族再統合支援までを市が判断し一貫して切れめなく行っていきます。

また、その効果をより発揮するため、児童相談所等職員の人材育成とともに常勤の弁護士や医師等の配置を進め、専門職を確保します。また、関係機関との連携を密にすることでこどもやその家庭の情報を共有し、児童虐待に関する相談・通告・調査等、既存業務との整理・統合により効率的かつ効果的な運営を行うとともに、こどもの最善の利益を常に意識しながら、こどもの意向を尊重した支援を進めていきます。

(3) 今後の取組み

- ① 児童福祉司や児童心理司等、適正な児童相談所業務の推進に必要な職員体制の確保と職員研修体系の確立を図ります。国等の動向を注視し、こども家庭ソーシャルワーカー*の資格取得促進等を検討します。
- ② 児童相談所内に里親支援、社会的養護経験者支援、親子再統合支援の担当者等を配置し、各支援の体制強化を図ります。
- ③ 常勤の弁護士や医師及び保健師を配置することで、児童相談所における専門的助言機能を高め、こどもにとってより適切な支援を行います。
- ④ 児童相談所とはぐくみセンター等、各支援機関の情報共有を円滑にするため、システム開発と情報連携を行います。
- ⑤ 虐待等通告ケースに対し適切、迅速に対応できるよう、24時間365日対応できる体制を整えるとともに、警察や医療機関等との間で通告受理や緊急保護等の適切な連携を進めます。
- ⑥ 必要なマニュアル類の整備や職員研修の実施など児童相談所の体制整備を進めるとともに、5年以内の第三者評価の受審をめざします。

12 関係機関が連携した障害児支援の取組み

(1) 基本的考え方

心身に何らかの障害や発達に課題のあるこどもたちが、住み慣れた地域や家庭の中で暮らしながら必要なサービスを受けられるよう必要な支援を行うとともに、虐待等で社会的養育を必要とするこどもたちが専門的なケアを受けることができるよう、施設の確保も必要です。

障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、より良好な家庭的環境で養育がなされるよう支援が必要です。

(2) 現状と方針

本市において、障害や発達に課題のあるこどもたちに対し、児童発達支援センターと障害福祉センターひまわりが連携し、障害種別や年齢に関わらず切れ目のない支援を提供しています。ただし、障害児入所施設は市内にはなく、代替養育を要する場合には、近隣の児童相談所設置自治体所管の施設を利用することになります。

今後、児童相談所の開設に伴い、関係機関と連携し虐待の予防や初期対応を行いながら、それでも代替養育を必要とする場合には、里親家庭での養育などできる限り家庭的な環境での養育を提供するよう努めます。また、施設入所となった後も、スムーズに地域移行ができるよう児童相談所と障害福祉担当課が連携し支援を行います。

(3) 今後の取組み

- ① 児童相談所と保健センター、児童発達支援センター等が保護を要する障害児ケースの早期発見や在宅支援について連携を図ります。
- ② 「良好な家庭的環境」による養育がより多くのこどもに行われるよう、障害児を受託する里親等に対する支援を行います。
- ③ 児童相談所と障害福祉担当課が連携し、スムーズな地域移行支援を図ります。